

I A E A新勧告 (INFCIRC/225/Rev. 5) 等を踏まえ 新たに規定する原子力施設の防護措置について

1. I A E A新勧告を踏まえ、新たに求める防護措置

(1) 核物質の計量及び管理システムの活用等

これまで、区分Ⅰの防護区域の出入口にのみ適用されてきた金属探知装置及び核物質検知装置による点検を区分Ⅱ施設にも広げるとともに、区分Ⅲ施設においても防護区域の出口において、核物質検知装置による点検を行うことを求めることとする。

(2) 見張人詰所（中央警報ステーション）の強化

見張人詰所の場所について区分Ⅰ施設では周辺防護区域内、区分Ⅱ施設では防護区域内に設置するとともに、それぞれ鉄筋コンクリート造りその他の堅固な構造の施設内に設置することを求めることとする。

(3) 見張人詰所（中央警報ステーション）の機能の冗長化

見張人詰所の機能の冗長性を確保するため、区分Ⅰ～区分Ⅲ施設について、施設の見張人詰所が、災害その他により使用できなくなった場合においても、特定核燃料物質の防護のために必要な監視及び連絡が維持できる措置を講じることを求めることとする。

(4) 不正傍受対策等

区分Ⅰ及び区分Ⅱ施設について、特定核燃料物質の防護のために必要な連絡の措置について、他人が傍受できない方法により行うこと及び見張人詰所から関係機関へ定期的に連絡することを求めることとする。

(5) 無停電対策

区分Ⅰ～Ⅲ施設について、特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための無停電対策を求めることとする。

(6) 情報システムの防護（実用炉則については外部からのアクセスの遮断は既に規定済）

区分Ⅰ～区分Ⅲ施設について、施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断することを求めることとする。また、内部脅威者対策も含めたコンピュータセキュリティ計画を作成することを求めることとする。

(7) 立入制限区域の設定（実用炉則については既に規定済）

区分Ⅰ施設については周辺防護区域の外側に、区分Ⅱ及び区分Ⅲ施設については防護区域の外側に、人の出入りを制限するための立入制限区域を定めるとともに、区分Ⅰ施設については、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁による区画、当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備の設置、照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備の設置を求めることとする。

また、区分Ⅰ施設については、立入制限区域に対する見張人による巡視、常時立入者・一時立入者への立入りの必要性の確認、立入証明書の発行と所持、業務用車両以外の車両の立入禁止、出入口における物品の点検を求めることとする。

一方、区分Ⅱの施設については、立入制限区域の出入口の常時監視又は施錠と検知装置の設置を、区分Ⅲの施設については、立入制限区域の出入口の常時監視又は施錠を求めることとする。

(8) 核セキュリティ文化

核物質防護体制及び核セキュリティ文化を醸成するための体制には、経営責任者を含めた体制を構築することを求めることとする。

(9) 事業所内運搬における核物質防護

区分Ⅰ及び区分Ⅱ施設については、事業所内において特定核燃料物質を防護区域外で運搬する場合には、容器の施錠及び封印、運搬を行う日時及び経路の関係機関への事前通知を求めることとする。

(10) 2人ルールの適用

区分Ⅰ及び区分Ⅱ施設については、特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のもの）を常時監視しない場合にあっては、施設への1人での立入りの禁止

又は特定核燃料物質に人が容易に近づけない措置を講ずることを求めることとする。

(11) 車両の駐車区域の設定

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域にそれぞれ業務用の車両が駐車できる場所を定め、当該場所への駐車を徹底することを求めることとする。

2. 総合資源エネルギー調査会原子力防災小委員会危機管理WGの検討を踏まえ、新たに求める防護措置

(1) 防護区域内の主要な設備の防護

区分Ⅰ施設については、中央制御室（原子炉施設の場合は、第二中央制御室を含む。）の周囲に、容易に破壊されない壁その他の障壁を設置することを求めることとする。

また、防護区域内にあって、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であって、特定核燃料物質を施設外に漏出させることとなるおそれがある設備には、周囲にさく等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずるとともに周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備を設置すること、及び1人での立入りの禁止を求めることとする。

(2) 防護区域外の主要な設備の防護（実用炉則については既に規定済）

防護区域外にあって、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であって、妨害行為又は破壊行為を受けると間接的に特定核燃料物質の破壊につながり、特定核燃料物質を施設外に漏出させることとなるおそれがある設備には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置することを求めることとする。

(3) 災害を考慮した防護措置

警備員の対応を含めた災害時における出入管理の徹底を求めることとする。

以上